



三宅伸吾

自由民主党 参議院議員

内容

(I) 「あらゆる思想は煽動である」 1
 (一) 思想の市場の失敗 1
 (二) 政府の失敗 3
 (II) タイタニック号と損害賠償 6
 (III) 矯正医官 7
 (IV) 法曹人口 8
 (一) 「頼りがいのある司法」のために 8
 (二) 司法試験は資格試験 10
 (V) 参議院 調査会・特別委員会 11
 (一) シルバー民主主義と少子化対策 11
 (二) 普天間基地移設問題 11
 脚注 14

(I) 「あらゆる思想は煽動である」

(一) 思想の市場の失敗

今年3月下旬、仙台市で開催されたG1サミットで、「朝日新聞と慰安婦問題」がとりあげられ、そのパネル討論に登壇しました¹。その後、国会でも関連質問をしました。まず、我が国の名誉にかかわるこのテーマから報告します。

太平洋戦争時に旧日本軍が濟州島で若い朝鮮人女性を強制連行し、その「慰安婦狩り」に自分も参加しました¹。

ある人物のこんな告白を含む講演を1982年、朝日新聞は大きく報道しました（次頁参照）。そして2014年8月、朝日新聞はこの記



事など関連する 16 本が誤報だったとして取り消しました。ただ、取り消したにもかかわらず、検証記事に謝罪の言葉はなく、謙虚な反省がみられないといった批判が噴出。同紙は再調査のため外部の弁護士などで構成する第三者委員会を設け、2014 年 12 月、委員会が報告書を公表しました。

この報告書のなかに岡本行夫委員の個人意見として、「新聞社は運動体ではない」などといった記述があります²。

委員会のヒアリングを含め、何人もの朝日社員から「角度をつける」という言葉を聞いた。「事実を伝えるだけでは報道にならない、朝日新聞としての方向性をつけて、初めて見出しがつく」と。事実だけでは記事にならないという認識に驚いた。(中略)

新聞社は運動体ではない。



私も岡本氏と同じく冷静・客観的な報道を期待していますが、一方で「新聞社の運動」についてはこんな風に考えています。「運動体の新聞がない社会」ではジャーナリズムは窒息するとの思いです。

表現の自由について先駆的な法律家として知られる元米連邦最高裁判事のホームズはこう書き残しています³。「どんな思想も煽動なのである」と。

価値観つまり思想がなければメッセージ性のある記事やコラムは書けません。私自身、記者、編集委員を通じて 26 年間、日本経済新聞社に籍を置いていましたが、振り返れば私を含め多くの同僚が市場重視主義、穏健な保守のプリズムを通じ、ニュースやコラムを書いていたように思います。

思想のないジャーナリズムはあり得ません。しかし大事なことがあります。嘘八百は「思想の市場」で淘汰されることです。根拠のない主張がなされても、他のメディアなどから批判を受け、それに対して十分な反論ができず抗しきれなくなれば、一世を風靡した主張は説得力を失い、デタラメの主張を展開したメディアも信頼を失うことです。

今回の記事取り消し騒動は「朝日の思想」、つまり自虐史観のど真ん中のような記事が「思想の市場」で駆逐されたということです。

旧日本軍の組織的な慰安婦狩りに私も参加した、と話した人がいたとします。この話が本当かどうか、よく調べもせず、告白の内容が真実だということを前提に書かれた関連する記事を長年、放置し続けることはまさに「自虐史観」という思想の発露、ホームズの言葉を借りれば「煽動」に他なりません。そして、この告白が虚言であるとの指摘や根拠があいまいな自虐史観に対する痛烈な批判を受けて、記事を取り消さざるを得な

くなるプロセスが「思想の市場」メカニズムの一例です。

ただ、今回の記事取消しを巡る一連の経緯での問題は「思想の市場」機能が成果を出すまでに、30年以上かかったことです。結果、虚偽報道が長年放置されたことを一因として、日本国が戦時中、奴隷狩りのように、組織的に慰安婦を強制連行し、強姦、殺戮したかのようなイメージが世界に広がったことです。海外での慰安婦の碑や戦後補償を巡る判決文をみれば、日本の名誉を世界で貶める結果となったことは明らかです。

一例を挙げれば最近、建立されたカリフォルニア州グレンデール市の碑にはこう刻まれています。「日本軍に強制連行され、強制的に性奴隷にされた 20 万人以上のアジア人、オランダ人の女性たちを記憶にとどめるために」と。

(二) 政府の失敗

従軍慰安婦、戦後補償問題では様々な訴訟が日本国を相手取って提起されてきました。その結果をひと言でいえば法的には勝ったものの、残念ながら国の名誉を守れなかったということです。

こうした状況を浮き彫りにしたのが今年 1 月の衆議院予算委員会で、自民党政務調査会長の稲田朋美委員と政府側との質疑・答弁でした⁴。

【稲田委員】

「朝日新聞が虚偽と認めた吉田証言があるわけでありましてけれども、この吉田さんは国の法廷にも出てきておられたわけでありまして。そして、国の法廷で証言台に立ったんですが、全く国の代理人は反対尋問もしない、事実関係も争わないんです。戦後補償裁判について、戦後補償裁判というのは、戦時中の日本の非道な行為によって損害を受けた、そういう裁判ですけれども、そういう事実について全く争わないどころか認否すらしない、証人に対して反対尋問の一問もしない。

事実はどちらでもいいんだ、法的に勝てさえすればいいというのがずっと今までの訴訟の方針で、そして、裁判では争わないことは事実なんです。弁論主義、当事者主義がありますから、裁判では、争わなければ、それが事実として判決の理由中に書き込まれてしまうということが、非常に日本の名誉を毀損してきたわけでありまして。

その結果、今大変懸念すべき事態がアメリカで起こっておりまして、党の中の、中曽根委員長のもとで、「日本の名誉と信頼を回復するため



の特命委員会」（写真は2015/5/8開催時）でも取り上げたんですけれども、アメリカのマグロウヒル社の教科書。

これはアメリカのカリフォルニア州の公立の高校で使われているわけですが、慰安婦に関して、軍用売春宿で働かせるために、最大で二十万人にも及ぶ十四歳から二十歳までの女性を強制的に募集をしたんだ、そして、それらは天皇からの贈り物だということで軍隊に供用したんだと。



そして、この売春サービスに強制的に組み込まれた慰安婦の方々は、多くが殺害をされて、そして、戦争の終結に当たっては、慰安婦活動をもみ消すために多数の慰安婦が殺害されたという、全く事実に反する、虚偽の、日

本の名誉を毀損する、私たちの先人が強姦、殺人、誘拐犯の集まりだということをアメリカで教えられております。（中略）

こういう事態に立ち至った一つの原因が、やはり、繰り返される戦後補償裁判で、国が全く事実関係を争わず、それが全部判決の中に書き込まれ、そして、それが権威のある日本の裁判所の判決の中の事実認定だということに大きな原因があると思います。

しかも、法律論で日本では勝っても、今や韓国の最高裁判所が、日本の植民地支配を正当化するようなことを前提とした日本の裁判はもう無効だということで、新たに韓国で、日本の、今度は企業が訴えられて敗訴するといった事態が韓国でも中国でもあり、それが、日本の裁判所の判決の理由中に書かれたその事実認定を全く争わないがために、虚偽の事実が書かれている判決が重要な証拠になっているということを私は見過ごすことができないんです」

【上川法相】

「御指摘のいわゆる戦後補償に係る訴訟に関してでございますが、日韓請求権協定や日華平和条約等によって解決済みで、原告らの請求に理由がないことが法的に明らかであるということが大変多いということもございまして、これまでは御指摘のような訴訟方針をとってきたものというふうに理解をしておるところでございます。

もともと、今般の訟務局の新設によりまして、みずからの体制を整備して、その能力をより一層向上させるとともに、先ほど御指摘

ございましたとおり、関係行政庁を強力に指導、統率しながら訴訟対応することを目指していかなければならないというふうに考えております。

そこで、今後、従軍慰安婦訴訟などの我が国の名誉と信頼にかかわる戦後補償に係る訴訟が提起された場合におきましては、戦前の事実でありますので、種々の困難が伴うものとは思いますが、事実調査をし、その結果を踏まえ、認否、反対尋問することも含めまして、より主体的、積極的な姿勢で訴訟に臨むことができるように努めてまいりたい」

【安倍首相】

「国際社会においては、決してつつましくしていることによって評価されることはないわけでありまして、主張すべき点はしっかりと主張していくべきであり、また、現在、日本の名誉に重大な影響を与える訴訟も増加しているのも事実であります。そうした訴訟に対応していくためにも、訟務局を新設し、戦略的にしっかりと取り組んでいきたいと思っております」

我が国の名誉と信頼にかかわる戦後補償に関する訴訟では徹底的に積極的な姿勢で訴訟に当たらなければなりません。このような新しい政府方針を支持する立場から私は、理事を務める参議院法務委員会で3月26日、質問に立ちました。この日、私が最も指摘したかった点は、政府の積極的訴訟方針を阻むブレーキの存在です⁵。

それは慰安婦問題についての1993年の河野官房長官の談話⁶、特に記者会見での長官発言が、「性奴隷国家ニッポン」を否定していないことです。

当時、韓国との厳しい交渉、表現のすり合わせを通じて河野談話はまとめられました。日本政府は慰安婦の募集に当たって強制連行の事実は認められないとして韓国との交渉にあたったにも関わらず、河野長官は記者会見で、強制連行の事実があったという認識なのかと問われ、「そういう事実があったと。結構です」と述べています⁷。



このため、今後、慰安婦を巡って日本の信頼を傷つける動きに対し、「証拠はあるのか」と主張しても、相手からは「河野発言があるじゃないか」と反論されることとなります。これでは強制連行がなかったと主張しても説得力がありません。

近く安倍政権がまとめる、いわゆる戦後 70 年談話。「平和 70 年談話」のほうが好ましいと考えますが、そこには「慰安婦の強制連行を裏付ける事実は確認できていない」との表現を入れるべきだと考えます。

慰安婦問題を巡る日本政府の取り組み	
1991 年	事実関係の調査を開始（92 年、93 年に結果公表）
93 年	心からのお詫びと反省の気持ちを表明した河野官房長官の談話を公表
95 年	財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称「アジア女性基金」）を設立。償い金や歴代総理の「おわびの手紙』などをお届け

（Ⅱ）タイタニック号と損害賠償

4 月 24 日、参議院本会議で船主責任制限法の改正案が可決、成立しました⁸。前日の参院法務委員会で法案を審議した際、私は下記のような趣旨の発言から質問に入りました（写真は映画「タイタニック」より⁹）。



1912 年 4 月 14 日深夜。

英国からニューヨークに向けて処女航海中の巨大客船が、公海上の北大西洋で氷山に衝突、約 2 時間 40 分後に沈没しました。

2200 人余りの乗員・乗客のうち、救助されたのはたった

700 人余り。タイタニック号の悲劇です。

専門家の調査によると、その後、遺族などが総額 1600 万ドルの賠償を求めました。1 ドル＝4000 円で換算すれば約 640 億円です。

当時、英米とも船主の賠償責任に対し保護政策をとっており、賠償額の制限を認めていました。

ただ、制限の程度が両国で大きく異なり、英国では人身事故を伴ったタイタニック号事故の場合、トン数が約 4 万 6000 トンであったため、限度額は 69 万ポンド。1 ポンド＝16000 円で換算すれば約 110 億円でした。

一方、米国では限度額を、運賃などをベースに計算する方式だったため極めて低く、約 9.7 万ドル。何と、わずか約 3 億 9000 万円。

英国と米国で損害賠償を求める訴訟が起き、結局、1915 年 12 月、総額 66 万ドル（約 26.5 億円）で和解が成立しました。これは最初

の請求額の4%、米国の責任制限額の約6倍、英国の制限額の約4分の1でした。

海運業は危険性が高く、その適正な発展を促すため、座礁、衝突など海難事故の際、船主の損害賠償の支払い額に上限を認める条約が1957年、成立しています。日本は1975年に締結しました。

その条約の国内法が船主責任制限法で、船のトン数に応じ、賠償責任額の上限が定められています。条約の責任限度額が引き上げられることに対応するため、このたび国内法の改正が必要になりました。改正によって責任限度額が5割アップとなります。長さ250メートルから300メートルぐらいの大型コンテナ船で、トン数が7万トンなら責任限度額は現在の約42億円から約63億円へと引き上げられます。

債務不履行や不法行為による損害賠償の支払い義務を船主責任制限法によって緩和してもらうためには、裁判所への申し立てが必要です。なお、自分の船の旅客についての損害は同法による制限の対象外で、無限責任となります。

(Ⅲ) 矯正医官

「矯正医官」…。きょうせいいかん。何のことか知らない方も多いと思います。刑務所などで勤務する公務員のお医者さん、歯医者さんのことです。江戸時代は牢医、その後、監獄医と呼ばれていました¹⁰。

このところ人気がなく、10年以上前から定員割れ状態が続いています。徳島刑務所で、やたら直腸指診をする矯正医官が問題になったことがあります¹¹。矯正医官の人手不足が過剰な直腸指診の一因と日弁連から指摘されていました¹²。

矯正現場の医療を崩壊させてはいけません。慢性的な人手不足を解消するため、フレックスタイム制度の導入と兼業の規制緩和を進める法案が今国会で提出されました¹³。

4月16日、参議院の法務委員会で法案審議があり、質問に立ちました。私からは本法案の早期成立も必要ですが、15年前に導入された「任期付職員制度」もきちんと活用すべきではないかと提案しました。

この制度は専門的な知識、経験を持った民間人を一定期間、能力に合わせ金銭面で処遇しながら登用し、行政効率を高めるための人事制度です。厚生労働者では医師を任期付職員としてかねて採用。法務省でも民事法制などの改正準備作業には民間の弁護士をこの制度で登用していましたが、矯正医官には利用していませんでした。

任期付職員制度の活用を求めたところ、上川法務大臣からは前向きの答弁がありました¹⁴。参議院先議のこの法案は翌17日、参議院本会議で可決しました。



(IV) 法曹人口

10 数年前の司法改革で、政府は弁護士など法曹の「質と量」を拡大する方針を打ち出しました。具体的には法科大学院を創設。そこでしっかり勉強してもらって、1500 人に満たなかった年間の司法試験合格者数を 3000 人まで引き上げるという構想でした。しかし、大学院はできたものの、様々な理由で 3000 人目標は未達です。

今後、どうするかにつき、今年夏、政府が新たな方針を固める予定であり、4 月 28 日、自民党として政府の検討状況を聴取する会議がありました¹⁵。政府側の説明の後、下記の趣旨の私見を述べました。

市民

- ・弁護士にアクセスできない人がいる。
- ・超高齢社会で医療や介護などの分野で法的需要が増加。
- ・インターネットを通じた情報提供の促進などで弁護士へのアクセスが改善されれば需要は増加する。
- ・弁護士による代理割合が高い損害賠償事件が近年増加。社会が複雑化する中で、需要は増加。

企業

- ・弁護士の利用機会が5年前に比べて増加していると回答した大企業は約63%で、変わらないと答えた企業の割合約33%の約2倍。契約書作成などの業務に加え、今後、コンプライアンスなどの分野で需要が増えていく。
- ・企業内弁護士はこの10年間で約10倍の1100人以上に（次頁のグラフ参照）。

自治体

- ・弁護士の利用機会が5年前に比べて増加と回答した自治体は約58%で、変わらないと答えた地方自治体の割合約34%を上回る。将来、法曹有資格者（特に顧問弁護士）の利用が増加すると答えた地方自治体は約71%。
- ・法曹有資格者の常勤職員の採用数は平成2004年に2人。2007年1月段階では85人。

国

- ・弁護士の在職数は2006年に47人だったが、2014年8月段階では335人（常勤124人、非常勤211人）。

(一) 「頼りがいのある司法」のために

本年 3 月 19 日に法務省で開催された法曹養成制度改革顧問会議の議事録を読みました。日弁連の方がこう発言しておられます。

「市民にとって、より身近で利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのある司法」「あらゆる紛争が公正かつ透明なルールの下で適

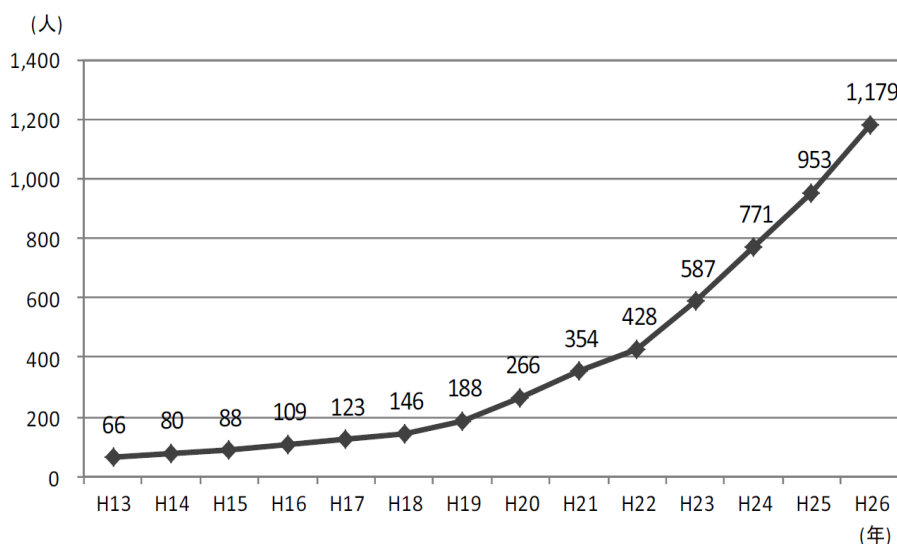
正かつ迅速に解決される仕組みが整備されなければならない」

その通りだと思います。司法の役割を、ひと言でいうなら「法の支配」の実現¹⁶。日弁連の方が先ほどの顧問会議で、「とりわけ弱い立場の人が不当に不利益を受けることがないように」にしなければならないとも発言されておられ、感銘を受けました¹⁷。

そのうえで、私の考えを簡単に申します。

第1に弁護士という「社会生活上の医師」が足りているかどうかは、法務の提供者側が決めるべきではありません。お客さん、需要との相関関係で決まるということ。現状ではまだ、法的サービスの供給不足ではないかと考えます。

図表4-29 企業内弁護士数の推移



先日、党のこの会議で配布された、政府の「法曹人口調査報告書」をみても、法務の需要に供給が追いついていないといった趣旨、つまり相談できる弁護士がいないなどアクセスに問題があるとの報告がなされたところです（前頁の表を参照¹⁸）。

ワールド・ジャスティス・プロジェクトという著名な団体があります。毎年、世界各国を「法の支配」、Rule of Lawの実現度合いでランキングしています。昨年のランキングでは日本はまずまずの位置です（参照：次頁の表「THE GLOBAL RULE OF LAW」は法の支配の総合評価順位¹⁹）。

ただ、日本には大きな問題もあります。民事におけるアクセサビリティ・アンド・アフォーダビリティという点での評価が低いのです。アクセスが悪い、コストが高いと指摘されています²⁰。

繰り返しになりますが、法曹人口問題は利用者、お客さんの立

場から考えるのが大原則です。

ただ、制度設計にあたって、例外的にサービス提供者の状況を考慮することが必要な場合もゼロではありません。たとえば、弁護士みんなが、あまりに貧乏になって、優秀な人材が、その分野に来なくなる状態、これは困ります。

そこで調べてみました。国税庁の統計年報です。確定申告をした弁護士全員について、統計をとっています。2013年では確定申告をした弁護士約28000人の平均所得は940万円で、歯科医と同じです。2011年から、こうした状況はあまり変わっていません。これは収入ではありません、経費を差し引いた所得です。困窮してい

るとはなかなか言えません。

THE GLOBAL RULE OF LAW

Rank	Country	Score	
1	Denmark	0.88	14 Republic of Korea
2	Norway	0.88	15 Estonia
3	Sweden	0.85	16 Hong Kong SAR, China
4	Finland	0.84	17 Belgium
5	Netherlands	0.83	18 France
6	New Zealand	0.83	19 United States
7	Austria	0.82	20 Uruguay
8	Australia	0.80	21 Chile
9	Germany	0.80	22 Poland
10	Singapore	0.79	23 Czech Republic
11	Canada	0.78	24 Spain
12	Japan	0.78	25 Botswana
13	United Kingdom	0.78	26 Portugal

(二) 司法試験は資格試験

もう1つだけ、申し上げます。司法試験は、優秀な人から順番に一定数を選ぶ選抜試験ではなく、一定の能力水準で振り分ける資格試験だということです。そもそも、資格試験に、合格者枠を決めるというのは間違っています。

もちろん、一応の目安はあってもいいと思います。法科大学院ができ、新司法試験が始まる直前には1500人弱の年間合格者でした。3000人合格を目指して、法科大学院を作ったわけですので、法科大学院ができて司法試験合格者が1500人から数百人しか増えないというのであれば法科大学院は1つ、2つでいいということにな

ります。そんなことはあり得ないわけですから、やはり原点に戻り、3000人近い合格を目指して法科大学院教育を充実させるという視点を忘れてはなりません。

資格試験であれば、合格者の数に幅があるのが当然です。お米もワインも、年によって豊作の年、当たり年があれば、そうでない年もあります。政府が司法試験合格者の数を考えるに当たっては、「最低の1500人から3000人に近いところまで」の幅をもって、考えるべきではないでしょうか。

(V) 参議院 調査会・特別委員会

参議院には常任委員会のほか、現在は3つの調査会と7つの特別委員会があります。私は常任委員会である予算委員会、法務委員会のほか、「国際経済・外交に関する調査会」と「沖縄及び北方問題に関する特別委員会」に所属しています。

(一) シルバー民主主義と少子化対策

4月22日の「国際経済・外交に関する調査会」では少子化と食糧問題について3人の参考人からヒアリングした後、質疑に入りました。

急速に進む日本の人口減少に、今すぐ本当に歯止めをかけようとするなら、なすべき方策は2つだけかもしれません。一つは大胆な移民政策。二つ目は、投票・選挙制度改革であり、少子化対策を強力に推進する政治的基盤を確立するための制度改正です。

例えばドメイン投票制度です²¹。人口統計学者のポール・ドメイン氏が1986年に提唱した投票制で、子供が例えば2人いると、お父さんは2票、お母さんも2票投じるという仕組みです。投票権を持っていない子供を親が代理して自分の1票に加えて投票します。こういう仕組みになれば少子化対策、子育てを支援する強力な政治的推進力になるのではないのでしょうか。

日本の現状を冷静にみると、高齢者の方が多く住んでいる地域の1票の価値が制度上、高くなっており、また高齢者の方ほど投票所に実際に足を運びます。このため少子化対策、子育て支援策より、高齢者に手厚い政策がなされやすくなっているとの指摘がかねてあります。

こうした問題意識から私は参考人に対して、ドメイン投票制度についての意見を求めました²²。

(二) 普天間基地移設問題

沖縄の米軍普天間基地は住宅地に隣接し、最も危険な基地の1つともされます(次頁の写真)。この基地の代替施設の建設工事に関し、沖縄県と国とが対立しています。



移設先であるキャンプ・シュワブ海域での工事には岩礁破碎を伴います。このため工事には農水省が所管する水産資源保護法による沖縄県知事による許可が必要です²³。そこで沖縄防衛局は2014年夏、この許可を得ました。ところが当選したばかりの翁長・新知事から今年3月、許可区域の外で構造物設置などの行為があり「許可区域内を含め」「海底面の現状を変更する行為の全てを停止す

る」ことを求める指示が出たのです。

これに対し沖縄防衛局は行政不服審査法に基づき、林農水大臣に対して①指示の効力の停止②審査請求の手続きをとりました。農水大臣は3月30日、沖縄県知事が岩礁を保護するために出したキャンプ・シュワブ海域での工事の停止の指示の効力を「審査請求の裁決があるまでの間、停止する」との決定を出しました（下のイラストは完成時のイメージ図：防衛省のHPより）。

この沖縄県と国との対立に関し、4月6日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で質問に立ちました。直前の4日と5日、菅官房長官が沖縄を訪問されましたので、まず沖縄振興担当の山口大臣の考えを聞きました²⁴。大臣からは「政府と沖縄県が密接に意見交換を行い信頼関係を築き上げていくというふうなことが大切、大事だと考えております」との答弁があり、通信社で配信されました²⁵。



続いて、政府側とのやりとりで下記的前提を確認しました²⁶。

▽行政不服審査法上、処分庁が執行停止の対象となった処分の実現を求めて争う手段はない。

⇒沖縄県が、「海底面の現状を変更する行為の全てを停止することを国に求める指示」（＝処分）の実現を求める手続きは行政不服審査法にはない。

▽他の対抗手段として、沖縄県が無許可行為をする者を被告として行政事件訴訟法上の当事者訴訟というタイプの訴訟を提起し、当該無許可行為の差止めを求めるということも考えられる。しかし、裁判所がその固有の権限に基づいて審判をすることができる対象

は「法律上の争訟」に限られ²⁷、無許可行為の差止めを求める訴えは自己の権利利益の保護救済を求めるということはできず、不適法であるとされる可能性がある（地方公共団体が財産権の主体として自己の財産権上の権利利益の救済を求めるような場合は適法²⁸）。

▽天然状態にある水産資源は、いわゆる無主物で所有意思をもって占有することによって初めて所有権が生ずる。天然状態にある水産資源について自治体の財産上の権利利益は認められない。

⇒沖縄県が、沖縄防衛局に対して無許可で岩礁破碎行為をなしたとして工事の差し止めを求めても、自己の権利利益の保護救済を求めるものではないとして裁判所は訴えを門前払いする可能性が高い。

1996/4/12	橋本総理とモンデール駐日米国大使、普天間飛行場の全面返還で合意
2014/8/28	仲井眞・沖縄県知事、普天間飛行場代替施設建設事業に関してキャンプ・シュワブ海域での工事につき沖縄防衛局に対し岩礁破碎等を許可
2015/3/23	翁長・沖縄県知事、代替施設建設事業に係る岩礁破碎等の許可に関し、改めて指示するまでの間、海底面の現状を変更する行為の全てを停止するよう指示
3/24	沖縄防衛局、沖縄県知事の指示は無効であるとして農水大臣に対し、①執行停止②審査請求の申し立て
3/30	農水大臣、①の沖縄県知事による指示の効力停止の申し立てについて、停止の決定
?	農水大臣、②審査請求の申し立てに対し・・・と判断

それでは農水省はいつ審査請求の裁決を出すのでしょうか。これがもう一つの私の関心でした。行政不服審査法は標準処理期間について定めがありません²⁹。標準処理期間を定める義務がなくても、それぞれの行政庁が内部的に標準期間を設けることまでは排除していませんが、農水省は内部的にも処理期間の目安を設けていません。

そこで、2014年度に実際に裁決を行った案件の処理期間を質したところ、1063日を要したものがありました。一方で、29日間という短期間で裁決した案件もあり、平均では377日でした。

農水省の執行停止の決定。「沖縄県はこれに拘束されるので、裁判に訴える方法もなく、国はどんどん海底ボーリング（掘削）調査をすることになり、農水省は最終判断をあえて控えて、既成事実をつくるであろう」との指摘がある（下線は筆者³⁰）。このような批判を受けないよう農水省には適正、迅速な裁決が期待されます³¹。



太平洋戦争の終結から 70 年。日本では平和が続いています。日米安全保障体制、力の均衡といった外的な要因だけではなく、自衛隊創設によって我が国が自衛権の発露としてこれまで一定の抑止力を保持してきたことも、他国から侵略されなかったことに貢献していると考えられます。

2015 年通常国会の後半には集団的自衛権の限定的行使を可能とする等の安全保障法制の関連法案の審議が予定されています。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、抑止力を高め、国民の安全・安心を守らなければなりません。(写真は香川県善通寺市にある陸上自衛隊・善通寺駐屯地の開設記念行事 2015 年 4 月)

記 2015/5/13

脚注

¹ 次世代を担う各界のリーダー層が集い議論し、日本再生のビジョンを描くための団体。全体会は毎年、東京から離れた地域で春先に合宿形式で開催、今年で 7 回目。

<http://glsummit.com/about.html>

² 『朝日新聞社第三者委員会 報告書』 92-93p

<http://www.asahi.com/shimbun/3rd/2014122201.pdf>

³ 奥平康弘『「表現の自由」を求めて』(岩波書店、1999 年) 159 頁

⁴ <https://www.youtube.com/watch?v=GTRq10eGugw>

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001818920150129002.htm

稲田委員は 2014 年 10 月 3 日の衆院予算委員でもこの問題を取りあげている。

⁵ <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/189/0003/main.html>

⁶ 慰安婦関係調査結果発表に関する河野内閣官房長官談話 (1993 年 8 月 4 日)

「長期に、かつ広範な地域にわたって慰安所が設置され、数多くの慰安婦が存在したことが認められた。慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあったことが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

なお、戦地に移送された慰安婦の出身地については、日本を別とすれば、朝鮮半島が大きな比重を占めていたが、当時の朝鮮半島は我が国の統治下にあり、その募集、移送、

管理等も、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意思に反して行われた。

いずれにしても、本件は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題である。政府は、この機会に、改めて、その出身地のいかんを問わず、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し心からお詫びと反省の気持ちを申し上げる。」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/kono.html>

⁷ 「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯～河野談話作成からアジア女性基金まで～」(2014年6月20日)13頁

http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afieldfile/2014/06/20/20140620houkokusho_2.pdf

⁸ 正式名称は「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律」

⁹ <http://www.foxmovies.jp/titanic/information/about/>

¹⁰ 8世紀の養老令の獄令第54には重病のときは足かせ、首かせを外し、そして家の者を一人、獄内に入れ看病させるとの記述がある。

¹¹ 2007年11月29日参議院法務委員会

国務大臣(鳩山邦夫君)「徳島刑務所のそのM医師の医療行為に対する不服申立てや調査によると、M医師が被収容者へ医療行為として直腸指診を行っているわけであって、被収容者へのいわゆる虐待あるいはそうした行為の不当性、違法性は認められなかった(中略)直腸指診を、そういう検査をする場合は今までは、直腸指診やるぞと、いかと言ってこうやっていたのを書面で同意を取るように変えさせていく」

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/168/0003/main.html>

¹² 人権救済申立事件での日本弁護士連合会の警告書(2010年1月21日)

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/hr_case/data/100121.pdf

¹³ 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案

¹⁴ 国務大臣(上川陽子君)「矯正医官の採用につきましては、この幹部職員育成等の観点から、これまで、定年年齢まで長期間勤務していただくということを前提としておりましたものですから、この任期付の職員の採用につきましては基本的には行ってこなかったということがございます。しかし、今日不足する矯正医官を確保するために、任期付職員の採用につきましては大変有効な手段の一つであるというふうに考えておまして、今後におきましてはこの制度の趣旨をしっかりと踏まえた上で適切に対応してまいりたい」2015年4月16日 参議院法務委員会

¹⁵ 自民党政務調査会司法制度調査会法曹養成制度小委員会(古川俊治・小委員長)

¹⁶ 法務省の定義では「権力が正しき法により拘束されることによって人々の権利や自由が擁護されること」。2014年10月16日参議院法務委員会での法務大臣の答弁
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/187/0003/18710160003002a.html>

¹⁷ 「法曹養成制度改革顧問会議」第17回会議 議事録8頁

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai17/gijiroku.pdf

¹⁸ 内閣官房法曹養成制度改革推進室「法曹人口調査報告書(案)」(2015年4月16日)

203-207 頁。表「企業内弁護士数の推移」は 66 頁

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai19/siryou4.pdf

¹⁹ 調査した 99 カ国中、日本は 12 位だった。“WJP Rule of Law Index 2014” 172p

http://worldjusticeproject.org/sites/default/files/files/wjp_rule_of_law_index_2014_report.pdf

²⁰ “WJP Rule of Law Index 2014” 106 p

http://worldjusticeproject.org/sites/default/files/files/wjp_rule_of_law_index_2014_report.pdf

²¹ 参考：『「ドメイン投票法」の衝撃』<http://www.nira.or.jp/pdf/taidan62.pdf>

²² <http://online.sangiin.go.jp/kaigirok/daily/select0303/main.html>

²³ 「沖縄県漁業調整規則」に基づく許可

²⁴ 「沖縄の振興は、地元住民、自治体そして国が一丸となって取り組むべき課題だと考えております。しかし、残念ながら、普天間飛行場の代替施設移設をめぐるまして、地元自治体と国との間で対立が起きております。紛争の泥沼化は決して沖縄振興に資するものとは考えておりません」と質問した。

²⁵ <http://www.jiji.com/jc/zc?k=201504/2015040600310>

²⁶ http://www.sangiin.go.jp/japanese/kaigi_joho/shitsugi/189/s350_0003.html

²⁷ 裁判所法第三条第一項「裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」

²⁸ パチンコ店を建築しようとする私人に対し、宝塚市長が条例に基づき、建築工事中止命令を発した。私人が従わないため、同市が当該私人に対して工事を続行してはならない旨の裁判を求めたところ、平成 14 年 7 月 9 日の最高裁第三小法廷判決は、国又は地方公共団体が財産権の主体として自己の財産権上の権利利益の救済を求めるような場合は格別、専ら行政上の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、自己の権利利益の保護救済を目的とするということとはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではなく、これを認める特別の法律の規定もないので不適法であるなどと判断した。

²⁹ 28 年度施行予定の改正行政不服審査法では標準処理期間を定めることが努力義務となっている（第 16 条）。裁判迅速化法は「第一審の訴訟手続については 2 年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させる」ことを目標としており、バランスを欠く。

³⁰ 阿部泰隆「政策法学演習講座 62 普天間基地問題、法廷闘争の帰趨、辺野古移転より住民移転を」『自治実務セミナー』（2015.5）43 頁

³¹ 行政事件訴訟法では 8 条の規定によって、農水大臣が「審査請求があった日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき」には、審査請求をした沖縄防衛局が沖縄県の工事停止指示（＝処分）の取消しの訴えを認めている。ただ、執行停止となっている以上、裁決前に沖縄県が取消しの訴えを提起する意味はないものと思われる。